平成24年度 第2回匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会次第

日時:平成25年1月29日(火)

午後2時から

場所: 匝瑳市民ふれあいセンター

2階 視聴覚室

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員長選出
- 5 議事
 - (1) アンケート調査結果、分析について(報告) 資料1,2
 - (2) 市内循環バスのあり方について
- 6 その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
- 7 開会

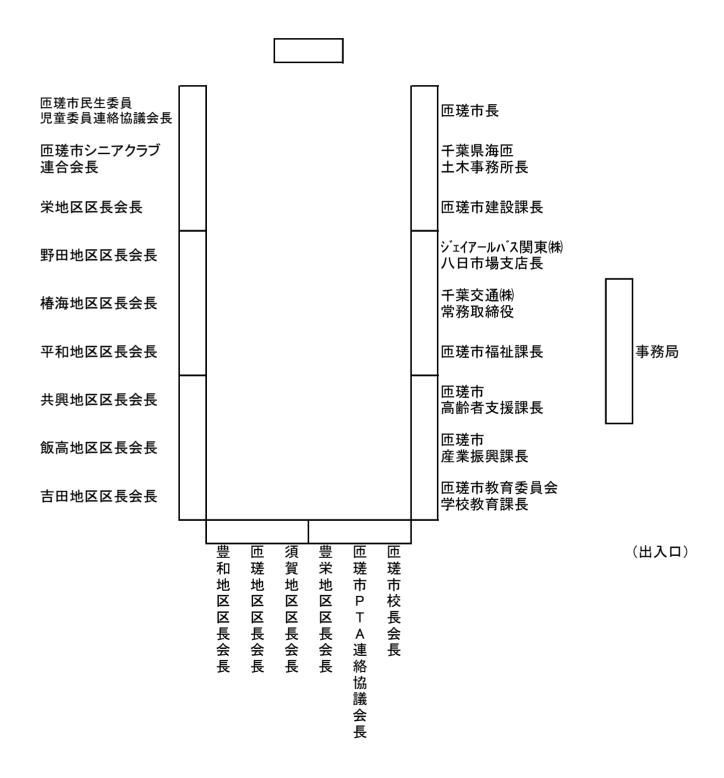
匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会委員

期間:平成25年1月29日~平成26年1月28日

	区分	職名	氏	名	備考
運行関係者	道路管理者	千葉県海匝土木事務所長	宝地	兼次	委嘱
		匝瑳市建設課長	茅森	茂	任命
	運行事業者	ジェイアールバス関東㈱八日市場支店長	渡辺	道彦	委嘱
		千葉交通㈱常務取締役	鵜澤	尚夫	委嘱
	関係課	匝瑳市福祉課長	平山	弘	任命
		匝瑳市高齢者支援課長	鈴木	良雄	任命
		匝瑳市産業振興課長	小林	正幸	任命
		匝瑳市教育委員会学校教育課長	吉川	昇	任命
利用者	学校関係	匝瑳市校長会長	平山	孝雄	委嘱
		匝瑳市PTA連絡協議会長	増田	明彦	委嘱
	地区代表	匝瑳市中央地区区長会長	中川	恒一	委嘱
		匝瑳市豊栄地区区長会長	宮﨑	賢一	委嘱
		匝瑳市須賀地区区長会長	金杉	茂樹	委嘱
		匝瑳市匝瑳地区区長会長	髙司	金行	委嘱
		匝瑳市豊和地区区長会長	越川	隆	委嘱
		匝瑳市吉田地区区長会長	萩原	謙一	委嘱
		匝瑳市飯高地区区長会長	那須	章典	委嘱
		匝瑳市共興地区区長会長	五鬼田	實智子	委嘱
		匝瑳市平和地区区長会長	岩井	和德	委嘱
		匝瑳市椿海地区区長会長	大木	健二朗	委嘱
		匝瑳市野田地区代表者	林	勝也	委嘱
		匝瑳市栄地区代表者	勝又	康之	委嘱
	関係団体	匝瑳市シニアクラブ連合会長	鈴木	利雄	委嘱
		匝瑳市民生委員児童委員協議会長	伊藤	稔	委嘱

第2回匝瑳市内循環パス利用向上対策委員会 座席表

匝瑳市民ふれあいセンター 2階 視聴覚室



匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会規則

(設置)

第1条 市は、市民の交通手段である市内循環バスの利便性の向上について協議 するため、匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(協議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 市内循環バスのあり方及び諸問題に関すること。
 - (2) 市内循環バスの運行見直しに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市内循環バスの利便性の向上に必要なこと。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市内循環バスを利用する者及び運行に係わる者のうちから、市長が 委嘱し、又は任命する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が 指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。
- 4 委員長は、委員会の運営に必要があると認めるときは、委員以外の者に必要な資料を提出させ、又は会議に出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(報告)

- 第7条 委員長は、会議で決定した事項を文書で市長に報告しなければならない。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。